

京都市体育館条例の一部を改正する条例（平成26年3月25日京都市条例第13号）

（文化市民局市民スポーツ振興室）

京都市体育館について、消費税法及び地方税法の一部改正により、平成26年4月1日から消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、京都市体育館の使用料の適正化を図るとともに、利用料金制度を導入し、それに伴い必要な措置を講じるために、次のとおり京都市体育館条例を改正することとしました。

1 使用料の改定

(1) 使用料（超過使用料を除く。）

区 分		使 用 料								
		現 行				改 正 案				
		アマチュアスポーツ		そ の 他		アマチュアスポーツ		そ の 他		
		入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合	
全面 使用	休日等	午前 8 時から正午まで	円 32,000	円 104,000	円 345,000	円 459,000	円 32,910	円 106,970	円 354,850	円 472,110
		午前 9 時から正午まで	21,000	71,000	238,000	334,000	21,600	73,020	244,800	343,540
		午後 1 時から午後 5 時まで	32,000	104,000	345,000	459,000	32,910	106,970	354,850	472,110
		午後 5 時 30 分から午後 10 時まで	59,000	186,000	626,000	876,000	60,680	191,310	643,880	901,020
		午後 5 時 30 分から午後 9 時まで	45,000	143,000	477,000	668,000	46,280	147,080	490,620	687,080
		午前 8 時から午後 10 時まで	123,000	394,000	1,316,000	1,794,000	126,500	405,250	1,353,580	1,845,240
		午前 8 時から午後 9 時まで	109,000	351,000	1,167,000	1,586,000	112,100	361,020	1,200,320	1,631,300
		午前 9 時から午後 10 時まで	112,000	361,000	1,209,000	1,669,000	115,190	371,300	1,243,530	1,716,670
		午前 9 時から午後 9 時まで	98,000	318,000	1,060,000	1,461,000	100,790	327,070	1,090,270	1,502,730
その 他の 日		午前 8 時から正午まで	24,000	79,000	265,000	371,000	24,680	81,250	272,570	381,600
		午前 9 時から正午まで	16,000	55,000	185,000	265,000	16,450	56,570	190,280	272,570
		午後 1 時から午後 5 時まで	24,000	79,000	265,000	371,000	24,680	81,250	272,570	381,600
		午後 5 時 30 分から午後 10 時まで	45,000	146,000	486,000	682,000	46,280	150,170	499,880	701,480
		午後 5 時 30 分から午後 9 時まで	35,000	112,000	371,000	520,000	36,000	115,200	381,600	534,850
		午前 8 時から午後 10 時まで	93,000	304,000	1,016,000	1,424,000	95,640	312,670	1,045,020	1,464,680
		午前 8 時から午後 9 時まで	83,000	270,000	901,000	1,262,000	85,360	277,700	926,740	1,298,050

		午前 9 時から午後 10 時まで	85,000	280,000	936,000	1,318,000	87,410	287,990	962,730	1,355,650
		午前 9 時から午後 9 時まで	75,000	246,000	821,000	1,156,000	77,130	253,020	844,450	1,189,020
部分使用(3分の1面1時間につき)	休日等	午前 8 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで				4,000				4,110
		午後 5 時 30 分から午後 10 時まで				5,800				5,960
	その他の日	午前 8 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで				3,500				3,600
		午後 5 時 30 分から午後 10 時まで				4,600				4,730

(2) 超過使用料 (1 時間につき)

区 分			使 用 料				
			現 行		改 正 案		
			正午から午後 5 時まで	午後 5 時から午後 10 時まで	正午から午後 5 時まで	午後 5 時から午後 10 時まで	
全 面 使 用	アマチュアスポーツ	入場料徴収しない場合	円	円	円	円	
			休日等	9,200	14,000	9,460	14,400
		その他の日	6,900	10,000	7,090	10,280	
		入場料徴収する場合	休日等	30,000	44,000	30,850	45,250
	その他の日		24,000	35,000	24,680	36,000	
	その他	入場料徴収しない場合	休日等	104,000	148,000	106,970	152,220
			その他の日	79,000	115,000	81,250	118,280
		入場料徴収する場合	休日等	140,000	208,000	144,000	213,940
その他の日			113,000	162,000	116,220	166,620	

2 利用料金制度の導入

指定管理者に経営努力を促すことで市民サービスの向上を図るため、施設の利用料金を指定管理者が収入する利用料金制度を導入します。

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行します。ただし、2 については、平成 27 年 4 月 1 日から施行します。

京都市体育館条例の一部を改正する条例を公布する。

平成26年3月25日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 123 号

京都市体育館条例の一部を改正する条例

第1条 京都市体育館条例の一部を次のように改正する。

別表第1 競技場の項を次のように改める。

競技場	使用	種目	円		円		円		円		円		円			
			A	B	A	B	C	D	C	D	E	F	E	F		
全面	アマチ ュアス ポーツ	入場料を徴収 しない場合	A	32,910	A	24,680	32,910	24,680	C	60,680	C	46,280	E	126,500	E	95,640
			F	112,100	F	85,360										
		B	21,600	B	16,450	D	46,280	D	36,000	G	115,190	G	87,410			
		H	100,790	H	77,130											
	入場料を徴収 する場合	A	106,970	A	81,250	106,970	81,250	C	191,310	C	150,170	E	405,250	E	312,670	
		F	361,020	F	277,700											
		B	73,020	B	56,570	D	147,080	D	115,200	G	371,300	G	287,990			
		H	327,070	H	253,020											
	その他	入場料を徴収 しない場合	A	354,850	A	272,570	354,850	272,570	C	643,880	C	499,880	E	1,353,580	E	1,045,020
			F	1,200,320	F	926,740										
		B	244,800	B	190,280	D	490,620	D	381,600	G	1,243,530	G	962,730			
		H	1,090,270	H	844,450											
入場料を徴収 する場合		A	472,110	A	381,600	472,110	381,600	C	901,020	C	701,480	E	1,845,240	E	1,464,680	
		F	1,631,300	F	1,298,050											
		B	343,540	B	272,570	D	687,080	D	534,850	G	1,716,670	G	1,355,650			
		H	1,502,730	H	1,189,020											
部分使用 (3分の1面1時間 につき)			4,110		3,600	4,110	3,600		5,960		4,730					

別表第1備考5中「額と」を「額(当該金額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)と」に改め、同備考6中「とする」の右に「。この場合において、当該金額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げる」を加える。

別表第2備考以外の部分中

円	円	円	円
9,200	6,900	14,000	10,000
30,000	24,000	44,000	35,000
104,000	79,000	148,000	115,000
140,000	113,000	208,000	162,000

を

円	円	円	円
9,460	7,090	14,400	10,280
30,850	24,680	45,250	36,000
106,970	81,250	152,220	118,280
144,000	116,220	213,940	166,620

に改める。

第2条 京都市体育館条例の一部を次のように改正する。

第5条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条中「使用しよう」を「利用しよう」に改める。

第6条の見出しを「(利用制限)」に改め、同条各号列記以外の部分中「使用」を「利用」に改め、同条第1号中「使用者」を「利用者」に改める。

第7条の見出しを「(利用料金等)」に改め、同条第1項中「使用の」を「利用の」に、「使用者」を「利用者」に、「別表第1に掲げる使用料を納入しなければ」を「指定管理者に対し、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければ」に改め、同条第3項を削り、同条第2項中「使用時間」を「利用時間」に、「使用する」を「利用する」に、「使用料」を「利用料金」に、「とおり」を「額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるもの」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 利用料金は、別表第1に掲げる額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

第7条第4項中「使用者」を「利用者」に、「使用したときは」を「利用したときは、

指定管理者に対し」に、「納入しなければ」を「支払わなければ」に改める。

第8条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条本文中「既納の使用料」を「既に支払われた利用料金」に改める。

第9条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「市長は、」を「指定管理者は、市長が」に、「使用料」を「利用料金」に改める。

第10条第1項中「使用者は、使用しよう」を「利用者は、利用しよう」に改め、同条第2項中「使用者」を「利用者」に改める。

第11条中「使用者」を「利用者」に改める。

第12条中「使用者」を「利用者」に、「使用を」を「利用を」に、「使用の」を「利用の」に改める。

別表第1備考以外の部分中「使用料」を「利用料金」に、「全面使用」を「全面利用」に、「部分使用」を「部分利用」に改め、同表備考2中「使用者」を「利用者」に改め、同備考3中「使用する」を「利用する」に改め、同備考4中「使用した」を「利用した」に改め、同備考5中「使用者」を「利用者」に、「使用料」を「利用料金の上限額」に、「使用する」を「利用する」に改め、同備考6中「使用料」を「利用料金の上限額」に改め、同備考7中「使用時間」を「利用時間」に、「使用料は」を「利用料金の上限額は」に、「使用料との」を「額との」に改める。

別表第2備考以外の部分中「使用料」を「利用料金」に、「全面使用」を「全面利用」に改め、同表備考2中「使用者」を「利用者」に改め、同備考3中「使用する」を「利用する」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第1条、次項及び附則第3項の規定は平成26年4月1日から、第2条の規定は平成27年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 京都市体育館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に利用料金を収受させるために必要な準備行為は、第2条の規定の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

- 3 第1条の規定による改正後の京都市体育館条例の規定は、同条の規定の施行の日以後

の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(文化市民局市民スポーツ振興室)